

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

健康福祉部保険年金課

1 改正の趣旨

本市国民健康保険の保険料率を見直すとともに、令和7年度税制改正に伴い国民健康保険法施行令が改正されることに基づき、本条例を改正する必要があるため。

2 令和7年度税制改正にあわせた改正について

(1) 改正理由

令和6年12月27日（金）に閣議決定された「令和7年度税制改正大綱」において、賦課限度額及び軽減判定所得基準額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、本条例においても所要の改正が必要となったため。

(2) 賦課限度額の見直し

ア 改正の趣旨

中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料設定を可能とするため。

イ 改正内容

現在の賦課限度額は、基礎賦課分65万円、後期高齢者支援金分24万円、介護納付金分17万円であるが、基礎賦課分を1万円引き上げ、66万円とし、後期高齢者支援金分を2万円引き上げ、26万円とする。（介護納付金分については据え置き。）（第17条、第26条関係）

賦課限度額	基礎賦課分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合 計
現 行	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円
改正(案)	<u>66 万円</u>	<u>26 万円</u>	17 万円	<u>109 万円</u>

ウ 施行期日

令和7年4月1日

(3) 軽減判定所得基準額の見直し

ア 改正の趣旨

物価上昇の影響で応益割（均等割・平等割）軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、世帯人数に乘じる額が見直されるため。

イ 改正内容

国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る判定所得基準額について、現在は、7割軽減43万円、5割軽減43万円＋29万5千円×世帯人数、2割軽減43万円＋54万5千円×世帯人数であるが、世帯人数に乘じる額を、5割軽減は1万円引き上げて、43万円＋30万5千円×世帯人数、2割軽減は1万5千円引き上げて、43万円＋56万円×世帯人数とする。（第35条関係）

	現行	改正(案)
7割軽減基準額	基礎控除額（43万円） <u>＋10万円×（給与所得者等の数－1）（※1）</u>	現行と同様
5割軽減基準額	基礎控除額（43万円） <u>＋29.5万円×（被保険者数※2）＋10万円×（給与所得者等の数－1）（※1）</u>	基礎控除額（43万円） <u>＋30.5万円×（被保険者数※2）＋10万円×（給与所得者等の数－1）（※1）</u>
2割軽減基準額	基礎控除額（43万円） <u>＋54.5万円×（被保険者数※2）＋10万円×（給与所得者等の数－1）（※1）</u>	基礎控除額（43万円） <u>＋56万円×（被保険者数※2）＋10万円×（給与所得者等の数－1）（※1）</u>

※1 二重下線部分は、給与所得者等（一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者）が2人以上の場合のみ。

※2 特定同一世帯所属者を含む。

ウ 施行期日

令和7年4月1日

3 国民健康保険料の見直しについて

（1）改正理由

三重県が示す本市の令和11年度標準保険料率への統一及び本市国民健康保険財政の中期的な安定運営の推進を目的として国民健康保険料率を見直すため。

（2）改正内容

当該保険料における基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額について、それぞれ加入者の前年中所得に賦課される所得割額、加入者一人あたりに賦課される被保険者均等割額及び加入者のいる全世帯に賦課される平等割額を引き上げる。

ア 基礎賦課額の保険料率（第 11 条関係）

保険料率	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
現 行	7.60%	27,500 円	21,300 円
改正(案)	<u>8.37%</u>	<u>33,300 円</u>	<u>23,600 円</u>
差	0.77%	5,800 円	2,300 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第 21 条関係）

保険料率	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
現 行	2.70%	9,700 円	6,900 円
改正(案)	<u>2.80%</u>	<u>10,900 円</u>	<u>7,400 円</u>
差	0.1%	1,200 円	500 円

ウ 介護納付金賦課額の保険料率（第 30 条関係）

保険料率	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
現 行	2.70%	12,400 円	5,800 円
改正(案)	<u>据置き</u>	<u>据置き</u>	<u>据置き</u>
差	-	-	-

（３） 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 今後の予定

令和 7 年 2 月 10 日

全員協議会

令和 7 年 2 月

2 月定例議会 提出予定